答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。)9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。)が 請求人の子である〇〇さん(以下「本人」という。)に対し、更新の 日付を令和2年10月14日として行った愛の手帳の交付(更新)決 定処分のうち、要綱別表第1「知的障害(愛の手帳)総合判定基準表」 (別紙1。以下「総合判定基準表」という。)における障害程度の区 分(以下「障害の度数」という。)を、総合判定4度と認定した部分 (以下「本件処分」という。)について、同3度への変更を求めるも のである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であり、本件処分を変更して3度で認定すべきと主張している。

子供が4度と判定を受けましたが、親としては3度が適当だと思っております。学校の先生は学校生活での支援が必要な様子を、放課後デイサービスの職員は特に人間関係において支援が必要な様子を、主治医は診断書で支援が必要な状況をそれぞれ書いております。

以上の点から子供には支援が必要で3度に相当すると思います。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定 を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年 9月 1日	諮 問
令和3年10月29日	審議(第60回第1部会)
令和3年11月30日	審議(第61回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、 以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児(以下「知的障害者」と総称する。)の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書(以下「申請書」という。) に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあっ

ては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表(別紙1)及び当該知的障害者が18歳以上である場合は要綱別表第4「知的障害(愛の手帳)判定基準表(18歳以上成人)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

(3) 要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表(別紙1)によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度(重度)、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度(中度)、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度(軽度)とされている。

- (4) 要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、1 8歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化 が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、 愛の手帳交付(更新)申請書により処分庁に更新の申請をしなけれ ばならないとし、また、要綱9条は、7条の規定による手帳の更新 については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。
- (5) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日付42民児精発第58号)の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、

医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 本人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、 本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ52と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね $50\sim75$ 」に該当する4度と記載されている。

イ「知的能力」について

知能検査場面において、小学校低学年レベルの簡単な漢字の読みはでき、また、簡単な繰り上がり、繰り下がりのある加減算、 九九レベルの乗除の計算ができている。また、好きな映画を見る 時のテレビ機器の操作、好きなスマホゲームの操作が単独でできる。

以上により、個別判定基準表における「テレビ、新聞等をある 程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」の区分に相 当するものとして、4度と記載されている。

ウ「職業能力」について

就労継続支援B型事業所での実習において、封入作業、部品の組み立て、煎餅を焼く等の作業を一定時間集中して行えており、評価は良好だった。また、日常的ではないが、自宅での手伝いで料理の手伝いをすることがあり、目玉焼き程度の調理が可能である。

以上により、個別判定基準表における「助言等があれば、単純 作業が可能」(3度)ないし「単純作業は可能であるが、時に助 言等が必要」(4度)に相当するものとして、3度と4度の中間程度と記載されている。

エ 「社会性」について

対人関係において距離感に課題がみられるが、トラブルにまで発展したことはない。友人とクラスメイト等の区別はあまりついていないが、よく一緒にいる人、と言えば名前を挙げる程度は可能である。外に遊びに行く等の交友状況の広がりはない。学校のほか、放課後等デイサービスに通所しているが、小学校から同じ場所に楽しく通えている。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能」に相当する「3度」と記載されている。

オ 「意思疎通」について

質問に対して返答の内容がずれることはあるが、疎通はある程度良好で多語文でのやりとりは十分に可能である。検査場面においても、教示の理解については概ね良好であり、わからない場合は「~でいいか」と自分から質問している。また、絵の内容を説明する課題やある事物の定義をする課題に対して、文章を利用した回答をすることができていた。

以上により、個別判定基準表における「日常会話(意思疎通) が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能」に相当する「4 度」と記載されている。

カ 「身体的健康」について

アレルギー性鼻炎のため通年ザイザルを服用しているが、鼻づまりのみで特に症状が重いわけではないとのこと。その他身体面で特に注意を必要とするような疾患はない。

以上により、個別判定基準表における「健康であり、特に注意 を必要としない」に相当する「4度」と記載されている。

キ 「日常行動」について

ルーティンが崩れると不安定になる。また、注意されるのが嫌で、怒って泣き叫ぶ。1~2時間閉じこもってしまうが、母によるとそれは対処方法の一つであるとのことである。

以上により、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」(3度)ないし「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」(4度)に相当するものとして、3度と4度の中間程度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

箸を用いて食事ができる。排泄、生理の始末は自分で行っているが、時折下着を汚すことがある。衣服の寒暖調節や組み合わせなどは母のチェックが必要だが、着脱は自分でできる。入浴は一人で入り、母のチェックを最後に受ける。洗顔は嫌がり時々自発的にやる程度で、声掛けを要する。歯磨きは不充分、爪切りは困難である。買い物は近所の店なら1~2つ程度のおつかいが可能である。移動については一か月未満の練習で簡単な交通機関の利用が可能である。予測できない状況への対応は難しいが、教えられた方法での対処は可能である。

以上により、個別判定基準表における「身辺生活の処理がおおむね可能」(3度)ないし「身辺生活の処理が可能」(4度)に相当するものとして、3度と4度の中間程度と記載されている。

ケー小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中1項目が3度(中度)、4項目が4度(軽度)、3項目が4度と3度の中間(軽度から中度)相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、本人及び請求人に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定 は、全体として4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害」と、心理学的所見欄には「CA18 MA8:4 IQ52 鈴木ビネー改訂版 R2.9.25実施」と、社会診断所見欄には「本人の状況に合った生活支援を受けることが望ましい」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、本人の障害の程度は、総合判定基準表における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度(軽度)であると判断するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、本人には、日常生活、学校生活及び人間 関係において支援が必要である旨を述べ、本人の障害程度は「3度(中 度)」が妥当であると主張している。

しかしながら、要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており(1・(2)及び(3))、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている(1・(5))ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものであり、これらの判定に基づき、障害の程度

の総合判定を「4度(軽度)」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならない。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも理由がないというほか はない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 髙橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)